

| | | | |
|---------|---|-----------------------------|--|
| 70 | 建設局 都市整備局 | 木密地域不燃化10年プロジェクト「特定整備路線」の整備 | |
| 事業概要 | <p>木密地域は、老朽化した木造住宅や狭あいな道路が多いことから、震災時に火災の延焼による被害の危険性が高い地域である。</p> <p>都は、平成23年度、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を立ち上げ、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域約7,000ha（平成28年3月、約6,900haに見直し）について、平成32年度までに「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を図ることとしている。</p> <p>「特定整備路線」は、延焼遮断等に大きな整備効果が見込まれる都施行の都市計画道路であり、関係権利者に対する生活再建策を講じながら整備を加速していく。</p> | | |
| これまでの経過 | <p>平成24年1月 「木密地域不燃化10年プロジェクト」実施方針の策定</p> <p>平成24年6月 特定整備路線の候補区間選定 ・大きな整備効果が見込まれる新設道路等を対象 ・23区間</p> <p>平成24年10月 特定整備路線の候補区間選定 ・一定の道路幅員が確保されている概成区間等を対象 ・全28区間を選定（平成24年6月選定区間含む）</p> <p>平成24年12月 特定整備路線の整備を加速するための関係権利者に対する特別支援策の骨子案を公表</p> <p>平成25年11月 民間の専門事業者を活用した相談窓口の開設（第1号 放射第32号（押上））</p> <p>平成25年12月 特定整備路線全区間の地元説明会開催完了</p> <p>平成27年2月 特定整備路線全区間の事業認可を取得</p> <p>平成27年7月 全区間の用地説明会を完了し、当初計画していた全ての相談窓口の設置完了</p> | | |
| 現在の進行状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定整備路線 28区間 全区間で事業に着手 ・当初から設置を予定していた25区間で相談窓口を全て設置済（建設局：20区間，都市整備局：5区間） | | |
| 今後の見通し | <ul style="list-style-type: none"> ・「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を目指し、平成32年度までの全線整備に向け、全庁を挙げ、全力で取り組んでいく。 ・今後も相談窓口を有効に活用しながら、用地取得を進めるとともに、用地が確保できた箇所から順次、工事を実施し整備を推進する。 | | |
| 問い合わせ先 | 建設局 道路建設部 街路課 建設局 用地部 用地課 都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課 | 電話 | 03-5320-5346 03-5320-5214 03-5320-5029 |